

(環太平洋パートナーシップ協定第十一章(金融サービス) 附属書十一―B(特定の約束) 第D節(電子支払カードサービス) 4(1)(ii)の規定に基づくベトナム社会主義共和国の措置の内容に関する日本国政府とベトナム社会主義共和国政府との間の交換公文)

(ベトナム側書簡)

(訳文)

書簡をもって啓上いたします。本大臣は、本日署名された環太平洋パートナーシップ協定(以下「協定」という。)に関連して、電子支払サービスに関する交渉においてベトナム社会主義共和国(以下「ベトナム」という。)政府の代表者と日本国政府の代表者との間で到達した次の了解をベトナム政府に代わって確認する光栄を有します。

協定第十一章(金融サービス) 附属書十一―B(特定の約束) 第D節(電子支払カードサービス)のいかなる規定も、協定の他の締約国のサービス提供者によるベトナムへの電子支払サービスの国境を越える提供を、ベトナム国家銀行により免許を受けた国内スイッチング機関が運用するゲートウェイを通じての当該電

子支払サービスの提供を要件とすることと条件付ける措置を採用し、又は維持する同国の権利を制限するものではない。当該要件は、次の全てのことを満たすものとする。

(1) 協定第十一章（金融サービス）附属書十一―B（特定の約束）第D節（電子支払カードサービス）の規定に基づくベトナムの義務を回避する手段として用いられないこと。

(2) 協定の他の締約国のサービス提供者に競争上の不利益をもたらさないこと。

(3) 電子支払サービスの安全性、迅速性及び信頼性を確保すること並びに協定の他の締約国のサービス提供者の革新能力を維持すること。

(4) 直接又は間接に協定の他の締約国のサービス提供者に不当な費用を課さないこと。

電子支払取引の処理のため、ベトナムの国内スイッチング機関と協定の他の締約国のサービス提供者とが当該機関の運営のための基準を定める契約を締結する場合には、当該契約の規定の遵守については、当該サービス提供者についての(2)から(4)までの規定に基づくベトナムの義務を満たすものとみなす。

本大臣は、この書簡及び貴国政府がこの了解を共有することを確認する閣下の返簡が両政府間の合意を構成し、協定第二十八章（紛争解決）の規定に基づく紛争解決に服するものとして、その合意がベトナム及び

日本国についての協定の効力発生の日に効力を生ずるものとすることを提案する光栄を有します。

二千十六年二月四日にオークランドで

ベトナム社会主義共和国

商工大臣 ヴー・ファイ・ホアン

日本国内閣府副大臣 高鳥修一閣下

(日本側書簡)

(訳文)

書簡をもって啓上いたします。本官は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

(ベトナム側書簡)

本官は、更に、この了解を共有することを日本政府に代わって確認するとともに、閣下の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成し、環太平洋パートナーシップ協定（以下「協定」という。）第二十八章（紛争解決）の規定に基づく紛争解決に服するものとして、その合意が日本国及びベトナム社会主義共和国についての協定の効力発生の日に効力を生ずるものとすることを確認する光栄を有します。

二千十六年二月四日にオー克兰ドで

ベトナム社会主義共和国

商工大臣 ヴー・ファイ・ホアン閣下

日本国内閣府副大臣 高鳥修一